

地域支援事業の委託に係る消費税の取扱いについて

1 概要

本区は、介護保険法に定める地域支援事業について、消費税の課税対象事業として、事業者へ委託をしてきた。

しかし、令和6年6月28日付の国からの通知により、地域支援事業については、非課税対象事業であることが判明した。

2 対象事業者及び金額

対象事業	平成31年度～令和5年度	
	支払額	支払額に係る消費税額
事業者A ・生活支援体制整備	16,917,418 円	1,510,665 円 ※
事業者B ・短期集中予防サービス業務	9,438,006 円	816,906 円
事業者C ・転倒予防指導業務	1,564,400 円	142,214 円
事業者D ・口腔機能向上事業	484,880 円	41,394 円
事業者E ・口腔機能向上事業	810,260 円	70,974 円
合計	29,214,964 円	2,582,153 円

※1件の金額が100万円を超えるため、議決事項となる。

3 対応

受託事業者に対し、平成31年度から令和5年度分までの消費税相当分の過払い額の返還を求める。